

## きやまこども成長サポート事業業務委託仕様書

### 1. 件名

きやまこども成長サポート事業業務委託

### 2. 事業の目的

本事業は、子どもの発達特性を踏まえた早期支援を行うことを目的とする。具体的には、発達に関する支援が必要な児童及びその保護者に対して、個別相談等を行うとともに、保護者へ子どもの発達に応じた助言を行い、子どもとの適切な関わり方や子育ての不安軽減を図り、家庭と関係機関が連携して、すべての子どもが安心して就学を迎えられる環境づくりと子どもの成長をサポートする。

### 3. 対象者

町内在住の3歳児健診対象児（概ね3歳6か月児）及び5歳児健診対象児のうち、発達に関する相談支援等を必要とする児童及びその保護者とする。なお、対象児童は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 健診の受診結果で、個別相談等を要すると判断された児童のうち、保護者の同意が得られた児童
- (2) 健診を受診した児童のうち、保護者が個別相談等を希望する児童

### 4. 履行場所

原則として基山っ子みらい館において実施する。ただし、必要に応じて、基山町保健センター、町内の保育所、認定こども園、幼稚園、その他町が指定する場所において実施することができる。

### 5. 事業内容

本事業における具体的な実施内容は、次のとおりとする。

また、本事業の実施にあたっては、必要に応じて関係機関（在籍園、こども家庭センター、子育て支援ネットワークコーディネーター（※）、保健センター、教育委員会等）との情報共有、連携及び支援調整を行うものとする。

※子育て支援ネットワークコーディネーターとは、町内の保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、小学校を巡回し、子育てをサポートしている臨床心理士や社会福祉士を指す。

- (1) 健診後フォロー相談

健診時に十分な時間が取れなかった場合又は継続相談を希望する保護者

に対して個別相談を実施する。家庭での様子を踏まえ、児童の発達課題及び支援の方向性を整理し、保護者へ説明及び助言を行う。

実施件数は年間 60 件程度とし、1 件あたりの相談時間は概ね 60 分とする。

## (2) 発達検査の実施

他機関における発達検査の実施状況を勘案し、必要に応じて、新版 K 式発達検査 2020 等の標準化検査を実施する。実施件数は年間 15 件程度とし、1 件あたりの実施時間は概ね 60 分とする。

対象者は、次のいずれかに該当し、保護者の同意が得られた児童とする。

ア. 健診時の心理相談の結果等を踏まえ、保健師又は心理士が必要と判断した児童

イ. 健診を受診した児童のうち、保護者が発達検査の実施を希望する児童

なお、本検査は医学的診断を行うものではなく、支援の方向性を検討するための基礎資料として実施し、検査結果等の取扱い及び関係機関との情報共有は、保護者の同意に基づき必要な範囲で行うものとする。

## (3) 支援案の作成及び説明

健診後の相談及び発達検査の結果をもとに、児童一人ひとりの得意・不得意、発達の特徴を整理し、支援の方向性を示した「支援案」を作成する。作成件数は、発達検査の実施件数に準ずるものとし、支援案は保護者への説明用として作成し、その写しを町へ提出するものとする。

本支援案は、保護者への説明及び保護者同意のもとでの関係機関との情報共有を通じて、家庭及び関係機関における支援に活用するものとする。

## (4) 健診後安心サポート（重点個別支援）

3 歳児健診及び 5 歳児健診後の相談並びに発達検査の結果を踏まえ、より丁寧な相談支援が必要と認められる児童の保護者に対し、個別相談支援を実施する。

本支援は、家庭における具体的な対応方法に関する助言並びに状況の確認及び調整を行うものとする。対象件数は年間 15 件程度とし、支援は 1 人あたり複数回実施することを想定する。

なお、本支援は療育を行うものではなく、保護者への相談及び助言並びに関係機関との適切な連携を目的とする。

## (5) 家庭支援・啓発

年中児及び年長児の保護者を対象とした講座を開催し、家庭での支援の理解を深める。実施回数は年 2 回程度とする。なお、本項目では年長児の保護者も対象とする。

## 6. 履行体制

未就学児の発達検査業務に関し実績があり、公認心理師又は臨床心理士1名以上の配置を必須とし、検査を実施し分析までできる技術を修得した者が複数名で従事すること。

## 7. 成果品及び納入物件

- (1) 業務完了報告書（相談件数、検査件数、課題及び次年度に向けた提案等） 1部 ※必要に応じて月次報告を行うこと。
- (2) 新版 K 式発達検査用紙原本及び検査時に作成された資料並びに検査所見等資料（対象者ごと） 各1部
- (3) 支援案（保護者配付用） 1部
- (4) 支援案（町提出用）紙ベース及びデジタルデータ 各1部

## 8. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月24日まで

## 9. 秘密の保持

受注者は、本業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密を、本事業目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

これらの秘密保持義務は委託期間終了後も継続し、取得した個人情報及び記録等については、適切に廃棄又は本町へ返還するものとする。

## 10. その他の留意事項

- (1) 本事業に関する必要な情報については、委託期間終了後も必要に応じて共有化を図ること。
- (2) 受注者は、本町が要請する場合のほか、必要に応じて、業務遂行のための適切な調整及び検討を行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、本町及び受注者双方協議の上、別途定めるものとする。